

令和3年度 病児・病後児保育支援制度のご案内

本制度は、本学に勤務する女性医師に、病児及び病後児の保育（以下、「病児保育等」とします）を利用した際の料金の一部を補助することで、診療などの業務遂行の支援や、仕事と家庭の両立の支援を行うことを目的としています。

対象者

- ◆ 本学就業規則に定める職員のうち、**女性医師（専攻医、研修医、医員、嘱託医員を含む）**
- ◆ 小学3年生までの実子が対象となります。

支援内容

- ◆ 病児保育等により、保育事業者などに支払った**保育料金のうち、子ども1人につき1回あたり1万円を上限に、実費を補助**
- ◆ ただし、子ども1人につき、**月の利用回数は3回まで**とします。

実施期間（予定）

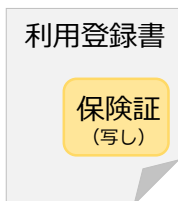
- ◆ 令和3年9月1日～令和4年3月31日までに利用した病児保育等が対象
(注意) 本事業は、予算の範囲内で実施しますので、予算が終了次第、予告なく支援を打ち切る可能性があります。

支援の対象となる条件

- ◆ 制度適用者（女性医師）が、附属病院、総合医療センター、香里病院、天満橋総合クリニック、くずは病院のいずれかに出勤した日に病児保育等を利用していること。
- ◆ 制度適用者本人もしくはその配偶者が、病児保育等の利用料金を負担していること。

申請の流れ

① 利用登録



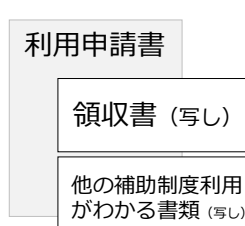
対象となる子どもの保険証の写しを添付のうえ提出。

② 病児保育等の利用



地域の病児保育室、ベビーシッター等が対象となります。

③ 利用申請



利用日から3か月を経過した日の属する月の5日までに提出。5日までに提出された場合、当月の給与振込の際に支給します。

④ 振り込み



給与口座に振り込み。
※所得税を源泉徴収した金額になります。

(例) 9月に利用した保育料金については、12月5日までに書類を提出しなければ支援対象になりません。

注意事項

- ◆ 補助の対象となるのは、支払った費用のうち保育料金のみです。登録料、食事代等は含みません。領収書等に保育料金以外の料金が含まれる場合は、内訳が分かるようにしてください。

提出先

オール女性医師キャリアセンター
☒ ajcareer@hirakata.kmu.ac.jp ☎ (80) 3855

詳細はオール女性医師キャリアセンターのホームページをご覧ください。

